

浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

平成 19 年 10 月 5 日

当社は原子力災害対策特別措置法に基づき、「浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画」(※1)を静岡県および御前崎市との協議を経て修正し、本日(10月5日)、修正した原子力事業者防災業務計画を国に届け出ました。

今回は、以下の内容について修正を行いました。

<修正の要旨>

- (1) 社内組織改定に伴う役職名の変更(※2)
- (2) 経営機構見直しに伴う役職名の変更(※3)
- (3) 応急処置施設の変更(※4)
- (4) 通報様式等への事前記載事項の削除(※5)
- (5) 記載の適正化 他

※1 原子力事業者防災業務計画は、原子力事業者が原子力事業所ごとに原子力災害の発生及び拡大の防止、並びに原子力災害の復旧を図るための必要な業務について定めた計画書です。

本計画書は、原子力災害対策特別措置法に基づき作成しているものであり、毎年検討を加え、必要に応じ修正をすることが義務づけられています。

※2 社内組織改定に伴う役職名の変更とは、平成19年7月1日付けの社内組織改定に伴い、品質保証・検査部長を配置したことから、それまでの品質保証・検査グループ部長から変更しました。

※3 経営機構見直しに伴う役職名の変更とは、平成19年6月27日に経営機構の見直しを行い、役職名を変更したことから、それを反映しました。(例:「取締役社長」→「代表取締役社長・社長執行役員」、「取締役」→「執行役員」)

※4 応急処置施設は、原子力事業者防災業務計画において、負傷者および放射線障害を受けた者あるいは受けた恐れのある者がいる場合、原子力発電所内の所定の場所へ、必要に応じて搬送することを定めており、その場所を「応急処置施設」としています。今回の変更では、応急処置施設を、「医療センター」から「健康管理室」に変更しました。

※5 原子力事業者防災業務計画では、可能な限りの情報を設定したうえで、あらかじめ通報する様式を定めています。今回の事前記載事項の削除とは、原子力防災管理者(発電所長)が不在の場合等に副防災管理者がその職務を代行し、職および氏名を記載する必要があるため、各通報様式の記載を修正したものです。

以 上